|  |
| --- |
|  第１号様式　総 合 設 計 制 度 に よ る 公 開 空 地 標 示 板（記載例）この公開空地は、建築基準法に基づいて設けられたもので、歩行者等が日常自由に通行又は利用できます。Ｎ 　　　 　 年 月 大 阪 市現在地公開空地 管理者 氏 名赤色緑色 |

 第１号様式

(注意)　 １．大きさはたて30cm×よこ50cm以上とすること。（別途協議のこと）

 ２．公開空地の範囲が２以上の階にわたる場合は、そのすべての図面を表示すること。

 ３． マンション建替型総合設計制度にあっては、「建築基準法」とあるのを「マンションの建替え等の

円滑化に関する法律」とすること。

４． 長期優良住宅型総合設計制度にあっては、「建築基準法」とあるのを「長期優良住宅の普及

の促進に関する法律」とすること。

|  |
| --- |
|  第１号様式（屋上緑化、壁面緑化、隣地側緑地の公開空地に準ずる空地、特定施設等を設ける場合）総 合 設 計 制 度 に よ る 公 開 空 地 標 示 板Ｎ（記載例）この公開空地は、建築基準法に基づいて設けられたもので、歩行者等が日常自由に通行又は利用できます。また、屋上緑化、壁面緑化、隣地側緑地、耐震性貯水槽、にぎわい施設、子育て支援施設（児童遊園）は、建築基準法に基づいて設けられたもので、他の用途に変更できません。 年 月緑色赤色公開空地屋上緑化 大 阪 市現在地深緑色 管理者公開空地に準ずる空地等壁面緑化 氏 名隣地側緑地特定施設（　　　　　　） |

（注意） １．大きさはたて30cm×よこ50cm以上とすること。（別途協議のこと）

 ２．公開空地の範囲が２以上の階にわたる場合は、そのすべての図面を表示すること。

３． マンション建替型総合設計制度にあっては、「建築基準法」とあるのを「マンションの建替え等の円滑化に関する

法律」とすること。

４． 長期優良住宅型総合設計制度にあっては、「建築基準法」とあるのを「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」とすること。

第２号様式

|  |
| --- |
| この屋上緑化部分は、建築基準法に基づいて設けられたもので、他の用途に変更できません。 年 月大 阪 市(記載例)現在地屋上緑化部分管理者氏 名 |

（注意）１．大きさはたて50cm×よこ30cm以上とすること。（別途協議のこと）

２．マンション建替型総合設計制度にあっては、「建築基準法」とあるのを「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」とすること。

３．長期優良住宅型総合設計制度にあっては、「建築基準法」とあるのを「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」とすること。

第３号様式

|  |
| --- |
| 総合設計制度による住宅標示板この建築物は、建築基準法に基づいて許可されたもので、住宅の用途に供する部分は他の用途に変更できません。 年 月(記載例)大 阪 市住　　宅９～12階９～12階断　面　図平　面　図住宅の用途に供する部分緑色管理者氏 名 |

（注意）１．大きさはたて50cm×よこ30cm以上とすること。（別途協議のこと）

２．各階平面図を表示すること。ただし、同一平面図の場合は、省略することができる。

３．建築物の用途が共同住宅のみの場合、平面図及び断面図を省略することができる。

４．マンション建替型総合設計制度にあっては、「建築基準法」とあるのを「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」とすること。

５．長期優良住宅型総合設計制度にあっては、「建築基準法」とあるのを「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」とすること。

第４号様式

|  |
| --- |
| 総合設計制度による文化施設標示板この建築物は、建築基準法に基づいて許可されたもので、下図に示す文化施設の部分は他の用途に変更できません。 年 月大 阪 市（文化施設の用に供する部分の平面図及び断面図）管理者氏 名 |

（注意）１．大きさはたて50cm×よこ30cm以上とすること。（別途協議のこと）

２．マンション建替型総合設計制度にあっては、「建築基準法」とあるのを「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」とすること。

３．長期優良住宅型総合設計制度にあっては、「建築基準法」とあるのを「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」とすること。

第５号様式

|  |
| --- |
| 総合設計制度による医療・福祉施設標示板この建築物は、建築基準法に基づいて許可されたもので、下図に示す医療又は福祉施設の用に供する部分は他の用途に変更できません。 年 月大 阪 市（医療又は福祉施設の用に供する部分の平面図及び断面図）管理者氏 名 |

（注意）１．大きさはたて50cm×よこ30cm以上とすること。（別途協議のこと）

２．マンション建替型総合設計制度にあっては、「建築基準法」とあるのを「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」とすること。

３．長期優良住宅型総合設計制度にあっては、「建築基準法」とあるのを「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」とすること。

第６号様式

|  |
| --- |
| Ｐ　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　青色総合設計制度による駐車場標示板この建築物は、建築基準法に基づいて許可されたもので、駐車場部分は他の用途に変更できません。 年 月大 阪 市駐車場の内容収容台数公開時間帯※１料金の有無管理者氏 名 |

 ※１ 駐車場容積ボーナス制度（一般型）適用の場合のみに記載すること。

（注意）１．大きさはたて50cm×よこ30cm以上とすること。（別途協議のこと）

２．マンション建替型総合設計制度にあっては、「建築基準法」とあるのを「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」とすること。

３．長期優良住宅型総合設計制度にあっては、「建築基準法」とあるのを「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」とすること。

第６号の２様式

|  |
| --- |
| 総合設計制度による子育て支援施設（キッズルーム）施設標示板この建築物は、建築基準法に基づいて許可されたもので、下図に示す子育て支援施設（キッズルーム）の用に供する部分は他の用途に変更できません。 年 月大 阪 市（子育て支援施設（キッズルーム）の用に供する部分の平面図及び断面図）管理者氏 名 |

（注意）１．大きさはたて50cm×よこ30cm以上とすること。（別途協議のこと）

２．マンション建替型総合設計制度にあっては、「建築基準法」とあるのを「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」とすること。

３．長期優良住宅型総合設計制度にあっては、「建築基準法」とあるのを「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」とすること。

第６号の３様式

|  |
| --- |
| 総合設計制度によるテレワーク施設標示板この建築物は、建築基準法に基づいて許可されたもので、下図に示すテレワーク施設の用に供する部分は他の用途に変更できません。 年 月大 阪 市（テレワーク施設の用に供する部分の平面図及び断面図）管理者氏 名 |

（注意）１．大きさはたて50cm×よこ30cm以上とすること。（別途協議のこと）

２．マンション建替型総合設計制度にあっては、「建築基準法」とあるのを「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」とすること。

３．長期優良住宅型総合設計制度にあっては、「建築基準法」とあるのを「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」とすること。

|  |
| --- |
| 公開空地・建築物※ 維持管理者選任（変更）届 年 月 日大 阪 市 長届出者　（建築主又は当該建築物若しくは建築物の敷地の所有者）住 所　 氏　 名 下記の総合設計許可建築物について、 を公開空地・建築物※の維持管理者として選任し、許可条件施設の占有者は となりましたのでお届けします。なお、維持管理者及び許可条件施設の占有者を変更する場合には、事前に変更についてお届けします。記許可年月日（許可番号） 　　　　　年　　月　　日（第　　　　　　号）　建築物名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　建築物所在地　　　　　　　　　　区　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 誓 約 書大 阪 市 長公開空地・建築物※維持管理者住 所　　　　　　　　　　　　　　　　氏 名　　　　　　　　　　　　　　　　電 話　　　　　　　　　　　　　　　　上記の建築物について、公開空地・建築物※を適法に維持管理することを誓約します。 |
| 誓 約 書大 阪 市 長許可条件施設の占有者住 所　　　　　　　　　　　　　　　　氏 名　　　　　　　　　　　　　　　　電 話　　　　　　　　　　　　　　　　許可条件施設を適法に維持管理することを誓約します。 |

第７号様式

※　「建築物」には許可条件として設置された住宅、文化施設、医療・福祉施設、駐車場、耐震性貯水槽、にぎわい施設、テレワーク施設の用に供する部分を含む。

第８号様式

公開空地等維持管理報告書

 年 月 日

大 阪 市 長

建築主又は所有者 住 所

 氏 名

 電話番号 （ ）

建築基準法に基づく許可条件として設置している下記の建築物の公開空地等の維持管理状況について、別紙のとおり報告します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 建 築 物 名 称 |  |
| 建 築 物 所 在 地 | 　　　　　区 |
| 建 築 物 用 途 |  |
| 許可年月日(許可番号) |  年 月 日（第　　　　　　　　号） |
| 竣 工 年 月 日 |  年 　　　 月  |
| 管理委託先 | 会 社 名 |
|  | 住 所 |
|  | 電話番号 （ ）　　　　　（担当：　　　） |

（注意）1.マンション建替型総合設計制度にあっては、「建築基準法」とあるのを「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」とすること。

２．長期優良住宅型総合設計制度にあっては、「建築基準法」とあるのを「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」とすること。

（別紙）

■公開空地等の維持管理状況

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 公開空地の管理状況 | 変更の有無とその内容 |  |
| 管理上の問題点 |  |
| 総合所見 |  |
| 公開空地に準ずる有効な空地等の管理状況 | 設置の有無 | □設置（下記に○をつけてください）・屋上緑化　　 ・壁面緑化・低層部の屋上 ・アトリウム・中庭 ・隣地側に設ける緑地□未設置 |
| 変更の有無とその内容 |  |
| 管理上の問題点 |  |
| 総合所見 |  |

■必要添付書類

①付近見取図（方位、道路、敷地の位置、目印となる建物等を記入）

②配置図兼公開空地平面図（準ずる有効な空地等を含む）

 縮尺、方位、敷地の境界、敷地内の建築物の位置、敷地が接する道路（幅員

を明記）、公開空地の範囲(赤線で囲むこと)、添付写真の撮影場所等を記入

③公開空地（準ずる有効な空地等を含む）の状況が分かる写真

④公開空地標示板（2か所以上）の写真

⑤委任状（手続等に関して代理人に委任する場合）

第９号様式

住宅部分維持管理報告書

 年 月 日

大 阪 市 長

建築主又は所有者 住 所

 　　　　　　　　　　　　　氏 名

 　　　　　　　　　　　　　電話番号 （ ）

建築基準法に基づく許可条件として設置している下記の建築物の住宅の維持管理状況について、別紙のとおり報告します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 建 築 物 名 称 |  |
| 建 築 物 所 在 地 | 　　　　　区 |
| 建 築 物 用 途 |  |
| 許可年月日(許可番号) |  年 月 日（第　　　　　　　　号） |
| 竣 工 年 月 日 |  年 　　　月  |
| 管理委託先 | 会 社 名 |
|  | 住 所 |
|  | 電話番号 （ ）　　　　　（担当：　　　） |

（別紙）

■住宅の用に供する部分の維持管理状況

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 住宅の用に供する部分の管理状況 | 変更の有無とその内容 |  |
| 管理上の問題点 |  |
| 総合所見 |  |

■必要添付書類

・住宅標示板の写真（平成元年1月以前の許可物件については提出不要）

・委任状（手続等に関して代理人に委任する場合）

第10号様式

特定施設（　　　　　　　　　　　　　　　）

維持管理報告書

 年 月 日

大 阪 市 長

建築主又は所有者 住 所

 氏 名

 電話番号 （ ）

建築基準法に基づく許可条件として設置している下記の建築物の特定施設（　　　　　　　　　　　　　　　）の維持管理状況について、別紙のとおり報告します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 建 築 物 名 称 |  |
| 建 築 物 所 在 地 | 　　　　区 |
| 建 築 物 用 途 |  |
| 許可年月日(許可番号) |  年 月 日（第　　　　　　　　号） |
| 竣 工 年 月 日 |  年 　　　月  |
| 管理委託先 | 会 社 名 |
| 　　　　　 | 住 所 |
|  | 電話番号 （ ）　　　　　（担当：　　　） |
| 許可条件として設置し | □文化施設　　　　　　 □医療・福祉施設 |
| ている特定施設の内容 | 　□駐車場　　　　　　　 □耐震性貯水槽 |
| （該当する特定施設を☑してください。） | 　□子育て支援施設　　　□テレワーク施設 |

（注意）1.マンション建替型総合設計制度にあっては、「建築基準法」とあるのを「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」とすること。

２.長期優良住宅型総合設計制度にあっては、「建築基準法」とあるのを「長期優良住宅の普及の促

進に関する法律」とすること。

（別紙）

■特定施設の用に供する部分の維持管理状況

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特定施設の用に供する部分の管理状況 | 変更の有無とその内容 |  |
| 管理上の問題点 |  |
| 総合所見 |  |

■必要添付書類

・特定施設平面図

・特定施設の用に供する部分の状況及び対象施設標示板の写真

・委任状（手続等に関して代理人に委任する場合）

第11号様式正本

〔正〕

|  |
| --- |
| 公 開 空 地 占 用 承 認 申 請 書 年 月 日大 阪 市 長申請者(建築物若しくは建築物の敷地の所有者又は管理者)　住 所　　　　　　　　　　　　　　氏 名　　　　　　　　　　　　　下記の総合設計許可建築物の公開空地について、別紙のとおり占用いたしたく承認申請します。記建築物名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　建築物所在地　　　　　区　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　許可年月日　　　　　　　年　　月　　日許可番号　　　第　　　　　　　　　号占用の主目的　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　占用期間　　　　　　　　年　　月　　日　～　　　　　　年　　月　　日　※承認番号 大計建企第 号※承認年月日 　　　 年 月 日 |
|  | 決裁欄 | 建築企画課長 | 課長代理 | 担当係長 | 係　員 | 文書主任 |  |
|  |  |  |  |  |
|  |

第11号様式副本

〔副〕

|  |
| --- |
| 印大計建企第 号 年 月 日公 開 空 地 占 用 承 認 通 知 書　　　　　　　　　　　　 様大 阪 市 長下記の総合設計許可建築物の公開空地占用について以下に掲げる条件を付して、別図により承認します。記建築物名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　建築物所在地　　　　　区　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　許可年月日　　　　　　　年　　月　　日許可番号　　　第　　　　　　　　　号占用の主目的　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　条　　件１．申請にかかる目的以外の占用行為を行わないこと。２．占用期間は　　　　　年　　月　　日から　　　　　年　　月　　日までとする。　なお、期間満了までに原状復旧を行うこと。 |

第12号様式

設 計 概 要 書

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 建築物名称 |  | 各階面積表 | 容積率対象面積 | 容積率対象外面積 | 合 計 | 用 途 |
| 建　築　主 |  | 塔屋 階 |  |  |  |  |
| 敷地の位置 | （地名地番を記入する。住居表示は不可） | ～ |  |  |  |  |
| 地域・地区 | （用途地域）（防火地域）（指定容積率）（基準建蔽率） |  |  |  |  |  |
| 主要用途 |  |  |  |  |  |  |
| 許可申請事項 | 容積率制限 斜線制限（道路・隣地）（該当項目を囲むこと） |  |  |  |  |  |
| 割増し制度の種類 | （適用制度を記入する） | 地上 階 |  |  |  |  |
| 敷地面積 |  ㎡ | ～ |  |  |  |  |
| 建築面積 |  ㎡（建蔽率 ％ ＜ 基準建蔽率） |  |  |  |  |  |
| 基準階建築面積 |  ㎡（基準階建蔽率 ％） |  |  |  |  |  |
| 延べ面積 |  ㎡ |  |  |  |  |  |
| 容積率対象面積 |  ㎡（容積率　　％ ＜ 許容容積率　　％） |  |  |  |  |  |
| 構造・階数 | （ 造）（地下 階）（地上 階）（塔屋 階） | 地下 階 |  |  |  |  |
| 高　　さ | （令第２条による高さ） ｍ、塔屋最高高さ ｍ | 合 計 |  |  |  |  |
| CASBEE大阪みらいに基づく評価設 備スプリンクラー設 備屋内消火栓 | 　　 | 消防設備の概要 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 有効公開空地面積（必要な消防設備を記入する） | 有効面積（Ｓ） ㎡（有効公開空地率 ％） |
| 公開空地面積（Ｓ’） ㎡、実面積 ㎡ |
| 緑地面積 |  ㎡（緑地率 ％） | 屋上緑化面積 | 　　　 　　 ㎡ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 壁面緑化面積 | 　　　　　㎡ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 公開空地内緑地面積 |  ㎡（緑地率 ％） | 高木本数 | 　本(　本/㎡） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 住宅戸数 | （総戸数、部屋数別内訳） | 耐震性貯水槽 | 　　　 　㎥ | 塔屋 階 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 駐車台数～ |  台（ ％） | にぎわい施設 | 　　　 　㎡ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 自転車収容台数 |  台（ ％） | 子育て支援施設キッズルーム児童遊園 | 　　　 　㎡ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| バイク収容台数～ |  台（ ％） | 　　　 　㎡ | 地上 階 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 令136条の空地率の検討 | （数式比較により適合している旨を表現する） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 公開空地の下限の検討 | 同上 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 割増係数の算定 | （Ｋｉ、ＫＡの算定式を記入する） | 地下 階 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 許容割増容積の検討 | 同上 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 容積割増しの限度の検討 | 同上 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

第13号様式正本

〔正〕

|  |
| --- |
| 公 開 空 地 施 工 承 認 申 請 書 年 月 日大 阪 市 長申請者（建築主） 住 所　　　　　　　　　　　　　 氏 名　　　　　　　　　　　　　下記の総合設計許可建築物の公開空地について、別図により施工いたしたく、承認申請します。記建築物名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　建築物所在地　　　　　区　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　許可年月日　　　　　　　年　　月　　日許可番号　　　第　　　　　　　　　号※承認番号 大計建企第 号※承認年月日 　　　 年 月 日 |
|  | 決裁欄 | 建築企画課長 | 課長代理 | 担当係長 | 係　員 | 文書主任 |  |
|  |  |  |  |  |
|  |

第13号様式副本

〔副〕

|  |
| --- |
| 印大計建企第 号 年 月 日公 開 空 地 施 工 承 認 通 知 書　　　　　　　　　　　　 様大 阪 市 長下記の総合設計許可建築物の公開空地の施工について、別図により承認します。記建築物名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　建築物所在地　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　許可年月日　　　　　　　年　　月　　日許可番号　　　第　　　　　　　　　号 |

第14号様式正本

〔正〕

|  |
| --- |
| 公 開 空 地 等 変 更 承 認 申 請 書 年 月 日大 阪 市 長申請者（建築主又は当該建築物の所有者） 住 所　　　　　　　　　　　　　　　 氏 名　　　　　　　　　　　　　　　下記の総合設計許可建築物について別図により変更いたしたく承認申請します。記建築物名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　建築物所在地　　　　　区　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　許可年月日　　　　　　　年　　月　　日許可番号　　　第　　　　　　　　　号主な変更内容　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※承認番号 　 大計建企第 号※承認年月日 　　　 年 月 日 |
|  | 決裁欄 | 建築企画課長 | 課長代理 | 担当係長 | 係　員 | 文書主任 |  |
|  |  |  |  |  |
|  |

第14号様式副本

〔副〕

|  |
| --- |
| 印大計建企第 号 年 月 日公 開 空 地 等 変 更 承 認 通 知 書　　　　　　　　　　　　 様大 阪 市 長下記の総合設計許可建築物の変更について、別図により承認します。記建築物名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　建築物所在地　　　　　区　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　許可年月日　　　　 　年　　月　　日許可番号　　　第　　　　　　　　　号主な変更内容　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

第15号様式正本

〔正〕

|  |
| --- |
|  年 月 日広 告 物 設 置 承 認 申 請 書大 阪 市 長申請者(建築主又は建築物若しくは建築物の敷地の所有者) 住 所　　　　　　　　　　　　　　　 氏 名　　　　　　　　　　　　　　　下記の総合設計許可建築物について、別図により広告物を設置いたしたく承認申請します。記建築物名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　建築物所在地　　　　　区　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　許可年月日　　　　 年　　月　　日許可番号　　　第　　　　　　　　　号※承認番号　　　　　大計建企第 号※承認年月日　　　　　　　　年 月 日 |
|  | 決裁欄 | 建築企画課長 | 課長代理 | 担当係長 | 係　員 | 文書主任 |  |
|  |  |  |  |  |
|  |

第15号様式副本

〔副〕

|  |
| --- |
| 印大計建企第 号 年 月 日広 告 物 設 置 承 認 通 知 書　　　　　　　　　　　　 様大 阪 市 長下記の総合設計許可建築物の広告物の設置について、別図により承認します。記建築物名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　建築物所在地　　　　　区　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　許可年月日　　　　　 　年　　月　　日許可番号　　　第　　　　　　　　　号 |

第16号様式

総合設計許可建築物に関する建築主・所有者の名義変更届

 年 月 日

大 阪 市 長

届出者（新建築主又は新所有者）

 住 所

 氏 名

下記のとおり建築主・所有者の名義を変更しましたのでお届けします。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 許可年月日(許可番号) | 　　年　　月　　日（第　　　　 号） |
| 建築物名称 |  |
| 建築物所在地 | 　 　　　区 |
| 名義変更年月日 |  年 月 日 |
| 新建築主新所有者 | 住 　所 |  |
| 氏名 |  |
|  |  |  |
| 旧建築主旧所有者 | 住 　所 |  |
| 氏名 |  |
|  |  |  |
| 名義変更理由 |  |

（添付書類）① 委任状（手続き等に関して代理人に委任する場合）

　　　　　 ② 第7号様式による公開空地・建築物維持管理者選任届（維持管理

　　　　　　　　者の誓約書を含む。）又は届出者が維持管理者となる場合は届出者

　　　　　　　　による維持管理に関する市長宛の誓約書

第17号様式

にぎわい施設維持管理報告書

　　年　　月　　日

大 阪 市 長

建築主又は所有者　住　　所

氏　　名

電話番号

建築基準法に基づく許可条件として設置している下記の建築物のにぎわい施設の維持管理状況について、別紙のとおり報告します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 建築物名称 |  |
| 建築物所在地 | 　　　　　区 |
| 建築物用途 |  |
| 許可年月日（許可番号） | 　　　　　　年　　　月　　　日　（第　　　　　号） |
| 竣工年月日 | 　　　　　　年　　　　　　　月 |
| 理委託先 | 会 社 名 |  |
| 建築物及び公開空地） | 　　所 |  |
|  | 電話番号 | 　（　　　） （担当：　　） |
| 施設内容 |
| 店舗名 |  |
| 占有者 | 会 社 名c |  |
| （にぎわい施設管理者） | 住　　所 |  |
|  | 電話番号 | 　（　　　）　　　　　 （担当：　　） |

（注意）１．マンション建替型総合設計制度にあっては、「建築基準法」とあるのを「マンションの建替え等

円滑化に関する法律」とすること。

２．長期優良住宅型総合設計制度にあっては、「建築基準法」とあるのを「長期優良住宅の普及の促進に関す　る法律」とすること。

（別紙）

１．にぎわい施設の現状

①　にぎわい施設の範囲・形状の変更はないか。

ある　・　ない

②　にぎわい施設（オープンカフェなど）に利用しているか。

利用している　　　・　利用している期間がある（ 　　月 ～ 　　月 ）

利用していない

③　にぎわい施設の営業時間は。

　　　時　　分　　～　　　　時　　分

④　にぎわい施設の部分には何が設置されているか。

・　広告物　　（ 移動式　　台 ）

・　テーブル　（ 移動式　　台 ）

・　いす　　　（ 移動式　　台 ）

・　その他　　（　　　　　　　）

⑤　④に記入したものは閉店後建物内に収納されているか。

されている　・　されていない

⑥　日常の清掃は行き届いているか。

良い　・　普通　・　悪い

⑦　その他

２．管理上の問題点（自由記入）

３．総合所見

■必要添付書類

・にぎわい施設平面図

・にぎわい施設の状況のカラー写真（昼間・夜間・利用状態）

・委任状（手続等に関して代理人に委任する場合）

第18号様式

住宅部分維持管理報告書

 年 月 日

大 阪 市 長

建築主又は所有者 住 所

 氏 名

 電話番号 （ ）

マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づく許可条件として設置している下記の建築物の住宅の維持管理状況について、別紙のとおり報告します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 建 築 物 名 称 |  |
| 建 築 物 所 在 地 | 　　　　　区 |
| 建 築 物 用 途 |  |
| 許可年月日(許可番号) |  年 月 日（第　　　　　　　　号） |
| 竣 工 年 月 日 |  年 　　　月  |
| 管理委託先 | 会 社 名 |
|  | 住 所 |
|  | 電話番号 （ ） （担当：　　　） |
| 住宅の戸数 | 　　　　　　　　戸（許可時の戸数　　　　戸） |

（別紙）

■住宅の用に供する部分の維持管理状況

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 住宅の用に供する部分の管理状況 | 変更の有無とその内容 |  |
| 管理上の問題点 |  |
| 総合所見 |  |

■必要添付書類

・住宅標示板の写真（平成元年1月以前の許可物件については提出不要）

・委任状（手続等に関して代理人に委任する場合）

第19号様式

住宅部分維持管理報告書

 年 月 日

大 阪 市 長

建築主又は所有者 住 所

 　　　　　　　　　　　　　氏 名

 　　　　　　　　　　　　　電話番号 （ ）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく許可条件として設置している下記の建築物の住宅の維持管理状況について、別紙のとおり報告します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 建 築 物 名 称 |  |
| 建 築 物 所 在 地 | 　　　　　区 |
| 建 築 物 用 途 |  |
| 許可年月日(許可番号) |  年 月 日（第　　　　　　　　号） |
| 竣 工 年 月 日 |  年 月  |
| 管理委託先 | 会 社 名 |
|  | 住 所 |
|  | 電話番号 （ ）　　　　　　（担当：　　　） |
| 住宅の戸数 | 　　　　　　　　戸（許可時の戸数　　　　戸） |

（別紙）

■住宅の用に供する部分の維持管理状況

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 住宅の用に供する部分の管理状況 | 変更の有無とその内容 |  |
| 管理上の問題点 |  |
| 総合所見 |  |

■必要添付書類

・住宅標示板の写真（平成元年1月以前の許可物件については提出不要）

・委任状（手続等に関して代理人に委任する場合）

（参考）主な手続きの流れ

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事　業　者 | 特　定　行　政　庁（計画調整局建築指導部　建築企画課） | 大規模建築物事前協議担当（計画調整局開発調整部開発誘導課） | 建　築　主　事　等（計画調整局建築指導部建築確認課、監察課又は指定確認検査機関） | CASBEE大阪みらい担当（計画調整局建築指導部　建築確認課）1) |
| 事前相談(基本事項について関係部局(計画調整局･消防局･環境局･建設局(道路管理者)等)と協議)2)基本計画の提出3)大規模建築物事前協議の申し出建築物総合環境計画書提出5)許　可　申　請6)建築審査会資料提出大規模建築物事前協議最 終 資 料 提 出事前協議書締結8)確　認　申　請工 事 着 手　　公開空地施工承認申請広告物設置承認申請公開空地・建築物の維持管理者選任届公開空地施工着手完　了　申　請　等竣　　　　　工 | 基本計画の審査許可申請の受付・審査7)建築審査会同意許　可　通　知公開空地施工承認通知広告物設置承認通知公開空地等検査9)文案について指導 | 4)大規模建築物関係部局による調整会議事前協議書締結9)竣　工　検　査 | 確 認 済 証 交 付中　間　検　査検 査 済 証 交 付完　了　検　査 | 事前協議建築物総合環境計画書受付・審査概要の公表工事完了の公表 |

注１）特に防災計画書の提出を必要とする場合は建築指導部建築確認課と事前調整を行うこと。

　　２）「大規模建築物事前協議」対象計画の場合は事前協議申し出の前月第４火曜日まで、対象外の場合は建築審査会開催月の前々月の17日までに提出すること。

　　３）通常毎月第２火曜日まで。

　　４）通常毎月第４水曜日。

　　５）建築審査会開催月の前月の17日まで。

６）建築審査会の２週間前まで。

　　７）通常毎月1回開催。ただし、変更される場合があります。

　　８）許可通知書の写しを添付すること。大規模建築物事前協議対象建築物は計画調整局開発調整部開発誘導課の下見が必要。

　　９）総合設計制度担当及び大規模建築物事前協議制度担当の竣工検査については、完了検査申請とは別に直接各担当課に検査依頼をすること。

（参考）主な手続きの流れ　＜マンション建替型総合設計制度の場合＞

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事　業　者事前協議書締結2)3)大規模建築物事前協議の申し出建築物総合環境計画書提出基本計画の審査4)大規模建築物関係部局による調整会議基本計画の提出竣　　　　　工公開空地施工承認通知広告物設置承認通知9)耐震性不足マンション等の要除却認定事前協議書締結8)確　認　申　請中間検査概要の公表検 査 済 証交 付許　可　申　請6)建築審査会資料提出大規模建築物事前協議最 終 資 料 提 出許可申請の受付・審査7)建築審査会同意許　可　通　知建築物総合環境計画書受付・審査 | 特　定　行　政　庁 | 大規模建築物事前協議担当（計画調整局開発調整部　開発誘導課） | 建　築　主　事　等（計画調整局建築指導部建築確認課、監察課又は指定確認検査機関） | CASBEE大阪みらい担当（計画調整局建築指導部　建築確認課）1) |
| 容積許可（計画調整局建築指導部　　　　　　　　　建築企画課） | 要除却認定（都市整備局企画部住宅政策課） |
| 事前相談(基本事項について関係部局(計画調整局･都市整備局・消防局･環境局･建設局(道路管理者)等)と協議)5)工 事 着 手　公開空地施工承認申請広告物設置承認申請公開空地・建築物の維持管理者選任届公開空地施工着手完　了　申　請　等 | 公開空地等検査文案について指導 |  | 竣　工　検　査9) | 確 認 済 証交 付完　了　検　査 | 事前協議工事完了の公表 |

注１）特に防災計画書の提出を必要とする場合は建築指導部建築確認課と事前調整を行うこと。

　　２）「大規模建築物事前協議」対象計画の場合は事前協議申し出の前月第４火曜日まで、対象外の場合は建築審査会開催月の前々月の17日までに提出すること。

　　３）通常毎月第２火曜日まで。

　　４）通常毎月第４水曜日。

　　５）建築審査会開催月の前月の17日まで。

６）建築審査会の２週間前まで。

　　７）通常毎月1回開催。ただし、変更される場合があります。

　　８）許可通知書の写しを添付すること。大規模建築物事前協議対象建築物は計画調整局開発調整部開発誘導課の下見が必要。

　　９）総合設計制度担当及び大規模建築物事前協議制度担当の竣工検査については、完了検査申請とは別に直接各担当課に検査依頼をすること。

（参考）主な手続きの流れ　＜長期優良型総合設計制度の場合＞

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事　業　者建築物総合環境計画書提出2)3)大規模建築物事前協議の申し出基本計画の審査4)大規模建築物関係部局による調整会議基本計画の提出5) | 特定行政庁 | 所管行政庁 | 大規模建築物事前協議担当（計画調整局開発調整部　開発誘導課） | 建　築　主　事　等（計画調整局建築指導部建築確認課、監察課又は指定確認検査機関） | CASBEE大阪みらい担当（計画調整局建築指導部　建築確認課）1) |
| 容積許可（計画調整局建築指導部　　　　　　　　　建築企画課） | 長期優良認定（都市整備局企画部安心居住課） |
| 事前相談(基本事項について関係部局(計画調整局･都市整備局・消防局･環境局･建設局(道路管理者)等)と協議)長期優良住宅認定申請許　可　申　請6)建築審査会資料提出大規模建築物事前協議最 終 資 料 提 出事前協議書締結8)確　認　申　請工 事 着 手　公開空地施工承認申請広告物設置承認申請公開空地・建築物の維持管理者選任届公開空地施工着手竣　　　　　工完　了　申　請　等 | 許可申請の受付・審査建築審査会同意許　可　通　知公開空地施工承認通知広告物設置承認通知9)公開空地等検査文案について指導 | 7)認定通知長期優良住宅受付・審査 | 事前協議書締結9)竣工検査 | 確 認 済 証交 付中間検査完了検査検 査 済 証交 付 | 事前協議建築物総合環境計画書受付・審査概要の公表工事完了の公表 |

注１）特に防災計画書の提出を必要とする場合は建築指導部建築確認課と事前調整を行うこと。

　　２）「大規模建築物事前協議」対象計画の場合は事前協議申し出の前月第４火曜日まで、対象外の場合は建築審査会開催月の前々月の17日までに提出すること。

　　３）通常毎月第２火曜日まで。

　　４）通常毎月第４水曜日。

　　5）建築審査会開催月の前月の17日まで。

6）建築審査会の２週間前まで。

　　７）通常毎月１回開催。ただし、変更される場合があります。

　　８）許可通知書の写しを添付すること。大規模建築物事前協議対象建築物は計画調整局開発調整部開発誘導課の下見が必要。

　　９）総合設計制度担当及び大規模建築物事前協議制度担当の竣工検査については、完了検査申請とは別に直接各担当課に検査依頼をすること。

●お問い合わせは

〒530-8201　大阪市北区中之島１丁目３番20号 （大阪市役所 ３階）

TEL　０６－６２０８－９３００・９２８４

大阪市計画調整局 建築指導部 建築企画課